

## 八街市民生委員児童委員協議会規約

### (名称及び事務局)

第1条 本会は、八街市民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局は、八街市役所社会福祉課内におく。

### (構成)

第2条 協議会は、八街市民生委員児童委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

### (目的及び事業)

第3条 協議会は、委員の相互の連携と活動の充実及び親睦を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 研修及び行事の実施
- (2) 調査研究並びに資料、情報交換
- (3) 関係行政機関業務への協力
- (4) その他、協議会の目的達成に必要な事項

### (地区民生委員児童委員協議会、部会及び運営委員会)

第4条 協議会に地区民生委員児童委員協議会、部会及び運営委員会をおく。地区民生委員児童委員協議会、部会及び運営委員会の規程は、別に定める。

### (役員及び任期)

第5条 協議会に次の役員をおく。

会 長 1名  
副会長 2名  
監 事 3名

- 2 会長は、地区民生委員児童委員協議会で選出された会長の互選によるものとする。
- 3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠によって役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員選出)

第6条 役員選出は、委嘱を受けた後の最も早い協議会において選出する。

- 2 副会長及び監事の職は、地区民生委員児童委員協議会で選出された会長及び監事がこれにあたる。
- 3 選出方法は、原則として推薦とする。推薦によりがたいときは、その他による。

### (役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務をとりまとめる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査し、協議会に報告する。

(会議)

第8条 会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

2 会議は、会長が招集してその議長となる。

3 会議は、原則として全員出席するものとする。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計年度及び経費)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 協議会の経費は、会費、補助金、寄付金等をもってこれにあてる。

3 前項に規定する会費は、各委員1人あたり年額20,000円とし、年1回徴収するものとし、徴収時期については、会長が定める。

4 会計は、会長が協議会の同意を得てこれを委嘱する。

(規約の変更)

第10条 この規約を変更しようとするときは、会議において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

1 この規約は、昭和58年12月1日から施行する。

2 八街町柱友会会則は、昭和58年11月30日をもって廃止する。

附 則

この規約は、平成元年12月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年2月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年8月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

八街市民生委員児童委員協議会  
運 営 委 員 会 規 程

第1条 本会規約第4条に基づき、八街市民生委員児童委員協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設ける。

第2条 運営委員会は、本協議会役員（会長、副会長）、市協議会会計、各地区協議会副会長及び各部会部会長をもって構成し、必要に応じて関係職員、学識経験者が参加することができる。

第3条 運営委員会は、委員の相互の連携と本協議会活動の充実を図ることを目的とし、次のことを行う。

- (1) 本協議会の事業計画（案）の検討及び作成
- (2) 各種行事の具体化
- (3) その他本協議会目的達成に必要な事項の検討

第4条 運営委員会に次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 2名

2 会長は、本協議会会長とし、副会長は、会長が指名するものとする。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠によって役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 会長は、運営委員会を代表し、会議を総括し、定例会に報告する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これに代わる。

3 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

附 則

この規程は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年8月24日から施行する。

八街市民生委員児童委員協議会  
地区民生委員児童委員協議会規程

第1条 本会規約第4条に基づき、地区民生委員児童委員協議会を設けるものとして、その名称及び所轄事項は、次のとおりとする。

- (1) 八街東地区民生委員児童委員協議会
- (2) 八街中央地区民生委員児童委員協議会
- (3) 八街南地区民生委員児童委員協議会

第2条 地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民協」という。）は、各地区民生委員児童委員をもって構成し、必要に応じて関係職員、学識経験者が参加する事ができる。

第3条 各地区民協に次の役員をおく。

- 会 長 1名  
副会長 1名  
監 事 1名

2 役員を選任は、それぞれの地区民協で選出する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4条 会長は、地区民協を代表し、地区民協活動を総括して会議に報告する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これに代わる。

3 地区民協会議は、必要に応じ会長が招集する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年8月24日から施行する。

八街市民生委員児童委員協議会  
部 会 規 程

第1条 本会規約第4条に基づき部会を設けるものとして、その名称及び所轄事項は、次のとおりとする。

- (1) 女性児童対策部会
- (2) 老人身障者対策部会
- (3) 生活福祉・老障資金対策部会

第2条 部会は、八街市民生委員児童委員をもって構成し、必要に応じて関係職員、学識経験者が参加する事ができる。

第3条 各部会に次の役員をおく。

部会長 1名

副部会長 1名

2 役員を選任は、それぞれの部会で選出する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4条 部会長は、部会を代表し、部会活動を総括して会議に報告する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、これに代わる。

3 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

附 則

この規程は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年3月23日から施行する。

八街市民生委員児童委員協議会慶弔費について

(平成19年8月29日)

項目	金額	備考
見舞金	10,000円	入院2週間以上、本人に限る
香典	10,000円 花環	本人、配偶者死亡の場合

見舞金については、各地区民児協の内規による。

八街市民生委員児童委員協議会  
会員の弔慰、見舞い関係

(慶弔費)

本人、配偶者死亡 香典 10,000円 花環一基  
入院2週間以上、本人に限る。見舞金 10,000円

八街東地区民生委員児童委員協議会  
会員の弔慰、見舞い関係

(慶弔費)

本人死亡 香典 5,000円 花環一基  
配偶者死亡 香典 5,000円 花環一基  
入院2週間以上、本人に限る。見舞金 10,000円  
(同一病で再入院の場合は見舞金は不可)

八街中央地区民生委員児童委員協議会  
会員の弔慰、見舞い関係

(慶弔費)

本人死亡 香典 10,000円 花環一基

※市民児協に同じ

八街南地区民生委員児童委員協議会  
会員の弔慰、見舞い関係

(慶弔費)

本人死亡 香典 5,000円 花環一基  
配偶者死亡 香典 5,000円 花環一基  
入院2週間以上、本人に限る。見舞金 10,000円  
(同一病で再入院の場合は見舞金は不可)

※連絡網により伝達(本人、配偶者、父母)